十代の遺
系圖

うさなくむかしと思れ給ひぬまゝに。そのげからうよ
つらありけもなどうるさしんとぞ給ひすまに
んまくきあるりをばぞうまげるくてりしさぞ見
ゆふありくあれどをぞすて山のこおがく給つ
此人ぞうまげるうしぬうこゝろもおこがる此世ふ
つまりとおぼしたにうあやふくあるまやうこへ
まこまさぞ[illegible]うこゝやしきれらをそふことゝめ
らんかしを[停]のよハ給ふゆゑなくをこなひよん入く。
年へさる尼ぞさちふをやくたちまさりてぷう
きうこれをとれをもさとうしうまへれば給さらべ
きれことにしてとぞ尼ぞもいとくあれは見ゆまして

僧都のとりあへるにうくるどのあへ[僧都]をぞうちう
あづきそい[河]とありがぐこう抱しかふことにそ[illegible]
のれまこさ海ハぞきさる給ひしからるどこにぞ給ひ
まかりうみまるにさばうりあきうらぬれんぞしに。
こぞ[illegible]おぼしうるふ女の此分にはらひおぼれ此ふ
うるしずさきるんとぞあへるうしすひなげられへ
あるはれんこぶれ給ハざるうぷとめでこれ此るまあり。
三世の法師といふあれ給ふんなどことく
志くの給ふすふ[浮]とそづくしうおくふむうひ給
へるれさ海わうくおりしぞふてぞ給うるうこやい
しまふ今さ此分うりとおまゝ給ふはまゝとのお

やめてひさかゝ網くまれ給。[illegible]はちゞめつゝ
のやうなぎのこゝもむすびはれ給がず。さゞ花にしゆ
めのうきたゝしなどの風にふるゆゑたてゝ。夜のうらの
むあらたれんのこゝぢにじうおぼゝまゝよも。今
たゝ里のしろがきをしひしられ給。秋ふかく成り
まゝに風のをとはのひかりにもいとゞしく表そひ
けくぢぶれ歌はさらでぶに深えんがちろる様まし
て此来のやへてくあしのをとつま急わたる志のゆ
ゑ。ゆめ残むすびだんかゝるゆゑなれまゝにさすがしむ
まふとおほかる中まも。あさクいそ人なるゝくにも
とゝまへりしおやまもそのひなう地をのゝあり

られおもはせ[illegible]そのづらにりぬべうりしさざ
ゝふしもあとたれくなりましよいふにしひまひ
きんと[illegible]つきをずうなしうおぼゆゑてうあり
たれと風のつてにもさうれさてまつらんいとあ
さましうなりうべうにし人なさんのうりなくさう
まなりぬるをきめて身のうさのあふべさるら
んといとにおしうさらがなりて里ける命のしるし
ゑ母君はいまゝさびあひまゝはしうおがくなりら
程山みちまゝらはつるひにもざし出ゝえんとえ
けくましうそゝとつてやらんとれ[illegible]ぶも[illegible]ぞむ
まゝがれてのゝまゝぐし給ざるはちゞめよりしる

母君の目来とはまゐれどうちかのべさこえの
素ことおぼしぞとゞろさめらひのて梅も世にな
き物とおりはしを注もくさこえハ心給ひめぞめ
てう紀男の契のやぶひの外まなぐらへておらぬ世然
ちしてこそあらしらしつれどのぐらんちも志げ
まるにそへてぞ母君のはことちんおぼけうなう
うなしきとの給ひもやらぬまいとかなしらて[illegible]
しまさぬ加ふし後ハそのはなまんをんぬがひ。
あやうくみし給しをお[illegible]ぐ[illegible]さ[illegible]
ぬてぞろなどまでとゞとおしうをさせ給はんざし
のうへしけるさにおぐさめてかけさゞめさりとこそい

稱まの給めれざれど於ぞけておりし人のもあらずぞ
思ふかうきてなりしおりまやがてをこさこれまか
しう覚しを大[illegible]厳志がしハ人のもらすなと返
返の給しかばえきこゝ給らぬなどおさかぎにいひ
ゐらりそれなんいとはおしきかけてをしられなら
じとしふ後ぐらふして[illegible]給けるふかとんう紀ぞあら
ざるけるさ後ふと[illegible]てふとのまへいとうさ
しとしへりさうくう紀さ後ふてを母君にいまてび
あひみまくんとしふこれを思ひてゝへてふを
てぞ丁のそぞらるを文をとり出てさしをとまへ
ばふとうろまひきへてありつる法返なくてハゝふ

もさせたちまちるをみしうるのうらの人の
ある後さけぬちるべし

大上天皇

あふひの巻に此位をゆづりて御子給ひ来の
巻にまゐれ給ぬきりつぼの此門なり口さ付に桐帝と
とあり

新坊

故院の此ちらうと葵にみしたる事

秋好中宮

母六条此息所

あふひに斎宮にたち給ひおりしに都へ御ふを
給給合に内に来りまして梅清がとゆきし女
に中宮にたち此法に皇后宮におぐらせ給口半付に斎宮
秋好とも云

桃園式部卿宮

うせ給ひしうす雲の巻に見えたり

槿斎院

さう来にうせのいりきに御給うす雲に
父の此服にうりて御子とさせ給桃園宮に女

系圖

一

五宮とあひまさきを給ふ　ひき付に撞とあり

院のひとりにはたらせ也　桜殿乃北面にあり給ふ

後だり後の奏まうくれ給ひ　ひき付に大宮とあり

女五宮　桃園宮に住のふよりしあさがほ也

朱雀院　ひき付朱　母は弘徽殿大后

桐つぼの奏に其宮あらひに住につき給ふおづし

に住とも其宮にはゆゑ　ゆゑ上にはゞりしなりて雪

姑寺にはまゐ給ふ　同奏六条院に賀の和三院と申し此門也

今上　母兼香殿女御

淑石の奏に二歳とも也　おはしに其宮梅ぞ

に住え服ゆゑ下に住に流す給ひ　ひき付今上

女一宮　まうれの上に也

落葉宮　母は一条に息所

まうれの下に柏木右衛門の北方にあり給

後に夕ぎりの大将のうしひとりまふ

二所内親王　母は先帝源氏宮

まうれ上に六条院にはゞりて同下に二所

志賀柏木の奏にはゆゑ　ひき付に女三

女四の宮　ゆゑ上に也

春宮　母はあかしの中宮

まうれ上にまむまれなひて同下に坊に両あふ

系図

式部宮

母八同上 去宮

ゆかりは宮の巻に夕霧の中君をえて六条院の寝殿をやすみ給ふ二宮をさしもつけろふ式部

白菊宮

母同上

まつ方下にはれ給白宮の巻ぐんかく出て共部

まんぞもしらさんの人やしなひ給し三の宮 白

若君

母宮給の中の君

やどり木の巻にむまれ給

常陸宮

母八更衣

白宮の巻に夕ぎりの大将の里ゆきぬへりあるに

出給し日 共部宮の宮にまゐひをさ進人四の宮とさしも

中務宮

母八同上 去宮

同の里弓の日夕霧の大将まつ給ふをて車に

のを給し又の宮あげまやに大宮乃給ふやこれ時夢

給又やどりさに上野のみこと殿上にさふらひ進人

一品宮

母同上 去宮

これもむらさんの上やしなひをて六条院の南乃

町にすまを給ふ大将ゆかけなりし人

女二の宮

母 後つぎの女御

やどり木に内ゆきさ出て給ふ大将をむこに給

母きりつぎの更衣

六条院

七歳にて源の姓を給り十二にて元服をくさぐに

系圖

中将紅葉賀は正三位（中将如元）同巻は宰相（中将如元）父奏は
大将次第巻は如の浦はくだり明石の巻は都は陽給て
かぎのほかの権大納言はなりこまづくしは内大臣薄
雲は出位をひて牛車はさんじをかうなりし女は太
政大臣教裏葉は太上天皇の葛号をえなふ（ワキ付係）
夕雲左大臣（母葵上）
こまづくしは内裏の暴厳し女は元服をしておきぬ
にてかへりのぼる同巻は秋除目はかうなり紫雀院
紛紛は尉侍従はなり玉かづらに中将蔵禄は宰相（中将如元）
教はしらだに権中納言はなり上は左大将同下に大納言
光左大将は腰ず白文の巻に左大臣（大将如元）行ぶは光大臣（辞大将）

薫右大将　母朱雀院女三の女
柏木は巻はまれなふ白文の巻は元服をして中侍の
侍従をさらしめその秋石近中将（年十四）同巻は三位
て宰相はなり（中将如元）行ぶは中納言やどりまれ二
月なれし物は権大納言ゆて右大将を兼ぬ
明石中宮　母あかしのうへ
こまづくしの三月は明石の浦にて生れ給松風は
都にのぼりて大将はすこ給ふ寸雲に三条院へむ
かへ給教のまちだに出文へ来りて出げ入さやと
さらしめ出法は中文白文の巻は母は大后文

右濃門督　母三条上

まゝ孔下は朱雀院法賀の志がゝ此時まゝ八まて
まいりき女系の御ことにぶえ喫ことゝ西白文の巻は
のまゝ弓は出仕をし人又まゝ御ふ普門の家宮治は
て紅葉ゝ給し日中宮の法法ひゆてまゝでた
あるしあるまゝ此はまゝ人ゝ

中納言　母菊門侍

六条院宮の法ゝむかへてやしあひ給ひ志朱を
雀院の法賀此志がゝ如あじき西日あは志と
同じく事り給ふしかゝ下にも白文の巻に
のり弓は日本の巻のことあ匿く出仕をし人

右大辨　母三条上

まゝ御ふ文の巻まのり弓は日出仕をし人志ゐ
もとまうぢへまいりくるゝ西まゝ孔下に
こゝ志といへり

侍従宰相　母淨とをあし

志ゐがもとに白文のまゝでの時宮治
へさいりくるりし人

源宰相中将　母三条上

ことは藤人少将行所は三位中将同巻は宰相
中将志ゐがもとに将中将といへり又まゝ御ふしの巻ニ
あ匿経ゆてゆくり殿上志ゐふといへる此人ぞ也

郭中将　母教内侍

行河は源少将といへりやとり来に白文六の君にうらひきめ給し時ちくおとゞ洗ひまてまいりひまてとゞまれし人推本は双中将といへる此人おもしへ

宮位少将　母三条上

一和文法なるやこれ時横川僧都のもとへ中ぞ此法つかひ遣人行川は無来佐推かに務人無来佐といへり

童（まうへ）　母詮ともなし

やどり来に今上の女二の宮教のえんしき給し時笠（ゆう）ふきたりし人ちゝ君とあつと

春宮女法　母三条上

中君　母おなし

二の宮きさのうへ

三の君　母教内侍

四の君　母三条上

五の君　母おなし

以上三人多ぎつとの巻にこれ

六君　母教内侍

やどり来に白文此かゝにあり給

蛍兵部宮

とゞめきき　帥（きちのあや）宮女し女は朱雀院の行幸此時兵部

卿とこゝろやうを給へるよし紅梅は尺くらり

侍従　母もとのきこえぬる

梅がえに六条院よりちとの法つかひまて法本

とりいでし人

童君（ゑらはぎ）

同

此二人わかゝ下は朱雀院の法契乃志く

ま万歳来まひまふ

宮法方　母まれだしらのうへ

父うを給て後母君はゞして接家大納言母

とはせ給句普心ゑまでおとゞ給し人

四宮

母承香殿女法

もみぢのがにまゝにて杜風来まひまひし人

帥宮

ほとゝぎに六条院の馬場（むまだ）乃おとゞにてあまれ普

心ゑまあつひをとりて尺くまひし人

八宮

母大臣女

宮法はう法り給よし梅姫のまれは尺くらうだ

そくれ文をとゞきわき付八

総角大君　母大臣女　あぶまれの奉にう

中君　母おなじ　せ給ひき付大

あげまれは普心ゑまあひて早蕨は二条院

系圖

へむかへられのふ　ひき付中

浮舟　母ひたちがゆまれたきこのかた

やどり春はひたちかたのぼりて東(あづま)武は宇治

まうつりまゐらひは小野はわたり給　ひき付浮

式部卿宮

あづまや此巻はむまれ給ひ者しさとりし人

かげろふの巻にうきをのへるよし也かゝる大将のをとゞと云

侍従　母もとのきこれかた

宮表　母ゐなじ

父をやうをもてのちあり此一品のこやへ来り給

かゝる大将ことなりしかひし人

冷泉院

あふひは表ぞ家をおげくしは法そくゐまれ下まゐ

まゐ給十の法ことゆき　ひき付冷

一宮　母ひげぐろの大臣の女

むまれ給よし　竹河にこゝ也

女一の宮　母波仕大臣女

一のこやとうまゐあり

女二の宮　母一宮はゐなじ

竹河は生れ給これを一の宮乃姉也

母朱雀院はゐなじ

一品の宮

女一のこやなり一品のよしわかる上にこゝ也

女三の宮
永安院
あつひまうとの御はらにゐ給ひ女は院の御ぞ
まうすとてありきせ給女三の宮とあり

○先帝
式ア内宮
たしめは兵ア内とこさてきし女は式ア内とこゝ也
薄雲女院
后ばしらの四の宮なり
きりつぼは内へ帰り給て教つぼとこさ也紅葉の賀は
其宮の御はらく女御をこゝてきさ給はさらせ給さうまに
きりおとし給ふ御ぐりは大上天皇はなぎらゐる

源氏宮
ふさ海ゝを給ふとすうす雲の巻まうられ也
母更衣
朱雀院其宮の御時より帰り給て女三の宮をとうし
給ふつぼとこさてきうを給ふしわかなよつまうも

源中納言
かぢはら海は左兵衛督梅ぐ之に六条院より御う
しうらを給し人わかなは中納言とこゝ也
若君
朱雀院御賀の日皇(ひうしやう)輩まひし人

中将
侍従
民ア大輔

以上三人ハいまうさの君たちの御ゆゑ里をあれし時分の
ことゝなりむかへまさいりし人
舞黒犬将宮　母今の小弟
大将にひとりぬきいりけし人
紫上　母楊察大納言女
十ばかりの時源氏の君むかへとり給ひのことゞを
冷泉院女御　て車をゆるされ御ほうかんれのふ
母同舞黒小弟
をとめに入内をおぼしに中の君といひ志かれど
をむしさきのかへらるゝはいまうとしこゝろ
常陸宮

阿関梨　松云神名の美は醍醐の阿関梨
源氏の御八講にまいりて久さにいまうさの御とと
ゆてあるさき海かたりし人
遠生君　きゝつむ君は奉に源氏の君にあひ遠
生まひんがぬかんにうけるひかふ　ひき付来つむ
接政太政大臣
きりつぼに左大臣にて源氏の君の加冠をし今ハ
さう来奉に致仕とおづりに太政大臣にて接政
一給うせ雲の正殿にて給ひ　ひき付左大臣
致仕太政大臣　母三宮
きりつぼに舞人少将をしてさゞに以中将紅葉賀に正

四位下須子は宰相中将ともいひしは権中納言ぞうす
雲は権大納言にて右近大将を兼ずをこめに内裏
者のうしぶに太政大臣にて殿上の殿上にて
まゐらせ給へるうしにあふ女の来はみなわき付以

左中弁

あはしきにはかゝへ源氏の法むかへにさいりし人の花
のえんは中将弁なるとまいりあひてといへるもはし人
なるべし多ぶが此巻の務人弁とこの人にや

藤大納言

春宮大夫

此二人は源氏三条にやへまゐり給し時殿仕の様と

どひきつれてまいり給し人也はうぶし此ひ達とあり
をこ先は右衛門督権中納言とさきゆるとこのへで
のことにやまゐらばみ若なりし右衛門督なるべし

蓑上

あふひの夫は名ざりの君をうみをきてうき給

母三の女

柏木権大納言

母二条太政大臣女帝君

し女は右近の将こそふは右近の中将なるに次の中将
なるに上は宰相右衛門督同下に権中納言柏木巻
まずの頃の権大納言はありてはどるくうきかへ

紅梅右大臣

母同上

はつ来はわらへにて顔ゆくこぎ此まりけるぎ此日あるさぎ

[illegible]人をおいてはこれ眼仙者は弁少将にて[illegible]
以弁相逢下は左右弁相木は大納言なぎり[illegible]時至
の文を結ぶとき[illegible]人をもとむは冷泉院へまいりしを
此人なるべし紅梅は桜案大納言と西行ばは歳大納
言左大将かけたる左大臣は如何といへり又推かれに西文
の初瀬まうでの法むかへまいりし歳大納言も此人如べし
やぎり木あつまやまいらりて桜案大納言といへる不審
大史
紅梅はわくらせて世界の如何いとゝ如何のるは[illegible]
麗家屋女法　母故小方
紅梅は其ぞめへまいり給

中君　[illegible]

左衛門督
[illegible]は歳伯[illegible]ハ此人[illegible]や

藤宰相
[illegible]のまつり如へさし人此二人を多ぎり如
こゞの六君は[illegible]ひそめ給し弟三郎さふらひ
人也[illegible]六条院は[illegible]ひて冷泉院[illegible]此人[illegible]や

頭中将

[illegible]人少将
此二人幻の巻に多ぎり如[illegible]
[illegible]人[illegible]の[illegible]

ある一条宮によりひ給ひこゝろえて中将と流浪ひゆきて
もとのかたをうらみしとくきこえこの御さまをかへりみ
こまの少納言兵衛の佐侍従宰相と侍しもわかれは
まうち付給へる後までもこの人々であるべし

八郎君
まだわかくて童殿上にてありし人なり
らうたげに聞えしかば王恩をかうぶるべし

玉鬘尚侍
母夕顔の人
四の君とりかへて夕顔の風にうつりて流浪しくだり
年へて都にのぼりて大臣の御むすめとなりて尚
侍となりひげくろの北の方となれるなり

弘徽殿女御
みかどに十二にてまゐりたまふ
母同柏木

夕霧大臣室
雲居のかりともきこえし人
母按察大納言の今の北の方　わざ付雲居

近江君
母浮世にさまよひしをもとめ出し人

二条太政大臣
朱雀院の母弘徽殿の后の父なり
わざ付右大臣
このおとゞは弘徽殿の大后の父にてまた朧月夜の尚侍のおやなり

藤大納言

頭弁
さる事のありける人
きこえし
麗景殿女御
朱雀院の御時の女御さる事のありし人

四位少将
ちかごろのうた人あまりしたしからぬ源氏の方なる人

ま来りて苦しあべてのくるあるだとゝかつてへし人

尼中弁　此二人ハ源氏なりけれ乃ゆ来ゆ〇まゐ

ゑて小のぢんゆゑ海ま人をつけてゝを給し時弘徽

殿ゑ日と出給人の法をゝりしゝ人ぞ也又さう来ハ美ゝま

中将文のまゐりあどいへるもこの人ぞまや

弘徽殿大后　わき付弘徽殿又ハ殿后

朱雀院の法母あふひま皇太后うを給ぬる田ゑ殿上も

尝帥宮小方　尝のえん乃奏まゝも

殿仕大臣室　四の君ときてゝき

五の君　花のえんま見てゝる

脇目　尚侍　わき付　脇目　あふひま朱雀院ま来りてゝらしぞ

殿ときゝ也さう来ハ内侍ゑ殿下ハ尼ま殿六の君と

●尼大臣　ミゆきゝゑ様ゐまゐてゝ尼大臣ハ人ゐるべし

女御　冷泉院法ゑ内の時乃女法まれだしらまゝも

●尼大臣　梅ゞえ尼大臣ゆゑ上のとハ人ゐるべし

大殿

修理大夫　此二人女法ひと所法もゝ小ハあらず

右衛門女法　今上ま云宮の法時ゑ殿ゐまゐり給しゝあり

しれ中宮ゑまをされ給さ女二の宮ゞりをゝゑ大

てまつりゝ也給ゝしやどりさけ尼ゝ又梅ゞえ

ま麗京殿とゝきゝ三の君と此人ゐや

●左大臣　竹川左大臣とかうす

女　かきりのおとゞのはゝ宰相の中将へ人のかねと
こさこそし時あひそめ給ひき

●右大臣　今上の法祖父のりしは右大臣とこゝ也

舞黒太政大臣
こそふまた太相とかれ上にまたは鴨ぎ同下は右
大臣にて左太相を辞して新帝の法にしろしをし
給太政大臣にてよりを給ひ行所は見てしりわき付ひけ也

郎中将
源氏の大将とこそ時内侍のつぼひより出給
ありけきゆえてぶとゝ也とゝにてみまりし人

兼香殿女法　朱雀院の女法今上の法母ちううを
なまへるよしわかの下にこゝ也

右中納言　母ハ式部卿宮女
桂相は十計にて度上に出給とて行ひ給ひ給ひ
母の西侍の御へまうでこし人やごう本に者のえんの
日さゝひしとゝ也

次郎君　母おなじ
まさげしらは八ぢうりまてまゝ給ひこゝにみるべきと
ちゝの乃給し人なりそのち昇進ちゞ見てず

右兵衛督　母玉かづらのうへ
わかなにし女宮の時さやうの御ふ又朱雀院
法皇の月陵王まうひし人行所は左近中将とこゝ也

奏ニ右兵衛督ニて非(ひさんぎ)系譜なりといへりやどり
本に右のえんの日はまうるひなどをしは人なるべし

右大弁　母おなじ

此二人ぞうづら此六条院にわかなをうれし時
げしてまいり給又朱雀院内裏(だい)のまうぐ所あるを
きゝ南日に来り給とゝ行ゞ川に右中弁同奏右大弁

頭中将　母おなじ

行川に侍従同奏ニ及中将

真木柱(まきばしらのえ)上　母中納言に同

まかれ下に堂の兵ヲ[illegible]
て後紅梅大臣桜家大納言ときこゝ時出ます

給様のどしらへ我をつまるるとまうれ[illegible]人

女法　母おなじづらの内侍

行川の四月に冷泉院へまいり給夕さりの法子
宰相中将蔵人少将ときこゝ時ふつらし給人

尚侍　母女法におなじ

行ゞ川に母の御ぐりをうけて内侍にまいりやがて内侍にまい
[illegible]

大臣

六条法息所　十六にて兼(せんぎう)坊へ来り給杖殿中文をう
めり十九にてこやまをとられ給ひ出てむまをめ此殿文にて
ゝて伊勢にぐらしにのぼりて程なくうせ給
[illegible]

大臣　女御　宇治の八文乃法母

大臣 ひめ君二人をさそうなれ給由もしひめ君

宇治宮小方 たまとしみちぎ

常陸介 小方 ひき付淳母

宇治宮の小方ハ中将君とて文まさやひき
小方をもらて後ハ君をうみり後ハ常陸ハ
て子ぞあまたあつき

大臣 入道播磨守 近来中将ありけるか辞さて播磨守
まなるこの国にてくらしけるとこゝ也わる
かよりて後浦をさりて源山にいるとぬ
明石上 母ハ中務親王のむまぐ
松風ハ此の浦をもられて大井に住しがし女ハ云

条院ハ御ありて名ハ此ハ云とさう也

按案大納言

雲林院律師

源氏の君ハ此ハ法文ちとくまゝ也給人しさう女ハ云也

桐壺更衣

源氏の君をもうまゝ給て三とせさいゆまとうなく此ハ名ハ
とてまゝて御ゆ御輦をゆるさる色ゆへ遊の時にうのせ歌
三位をくらる

按案大納言 紫上母

按案大納言 五節君 し女ハ舞姫ハ云りてやか
てさふらひきほうぞうれむまゝめとあり

大将 東宮ハ右大将ハ云 左近ハ将 ひさちハ此をけかむ

●権中納言 右衛門督かけたりとこそ也

右衛門佐 源氏中ばかりこそ少々の時童にて近しかるべし

いとゝ世男にてひたちへくだりをさやにのぼらんけ

空蟬君 きこれ君のおとゝなり

父中納言をうきて後いゝ妻をけがつまりにある又ひたちに

ありてくだりし時にてくたりをきやまゝ女人のありて同

巻にをけるをくれて清尼ゝ如て二条院の東ゝ好んにすき

●右衛門督 女 母をのゝ尼 中将なる人の女

さんぎ うきゝ しらしてあらひまゝ也

参議宮内卿 明石乳母 母院室旨

源氏ゝこゝひたりて明石へくだし清松風ゝ姫君にて殺ぬ

三位中将 女類上 後仕のおとゝ君人の女ゝ所をとゝしたりしかるひ

ておかづをとゝめりこゝ清夕がかれやゝ女にて源氏ゝ云ひ

あはれ院とかやあてとのよとゝられてうをぬ十九

宰相 宰相の君 おかつ此君の女房六条院に侍遊

此人ゝ此返し名し人行ばゝ薫ゝ奇らみ遊

ゝ此人今や

参議藤原惟光 母大弐乳母

とゝめ八民アム輔とこそ也し女に渾守にて右京大夫かけたり姫

兵衛尉 童にて屋ゝをゆかされいとゝと愛者

ゝ女ゝ也ゝ女にしたりし清しかつひあり梅ゝ元に兵

衛尉みきゝ侍りしかれしとゝ抱ありてまゝ此人

敬典侍　五節の舞姫々重九ゆゑ此ぶ人の面下に内侍
山阿閑梨　惟光があにとタガホよみたり
此将令婦　タガホの巻にこの
三河守妻　タガホよ此紙のおまれなるやうし時おりき
和播磨守
源良清　義忠に義人出てきゆり給明石に此絶云
五節　とこゆゑおつてしに勤負佐し女に右中弁出て　近江守と兼ず
し女の巻に内になりしにやうてさゆゑ女に
右中弁　宇治の宮の小さま母々このとしとしなり
弁尼　母柳木の弟人にと
女三宮の侍従のめ此このめいかはる大将に責

のるゆしさう色人さ海ゆくるよりしさまらひ事
伊与女
よりめ伊与にてぐりひきちに此てきさやにのがうう同巻に
紀伊守　源氏にかくて久の中川の家あるじをさやに
河内守にあるて先ありともくきこにゆるし
義人右近将監　源氏の大将出て妻院の此襖にて
うまつり給し時一気志てうし人なりし大将源方ゆら
よをもむさ給しあり後ごの此ぶごをづられ入りのが
アてゆげいのきうにあり松りぎにうらふりて海ひりき
義人少将妻
うつきこれ宮のまうむまあ源氏にきこれなぬけの御あ

ひかてあるべの義をむまれ[illegible]とうみて[illegible]

●常陸介 もとなみちのくにの[illegible]後まひこちまる

義人式アン悪 母まへの[illegible]

あのまやは内ろ[illegible]はつひ[illegible]て白[illegible]人

義人右近将監 母いまゆのうへ

ひ[illegible]大将[illegible]と[illegible]て義人[illegible]

童 母おなし 将監[illegible]

まゆの[illegible]をのまえ[illegible]せて[illegible]

源少納言書 母まへのつま

讃岐守書 母おなじ

少将小宮 母今小のうへ

まゆの[illegible]小将の[illegible]人

●太宰大貳 源氏[illegible]

とて[illegible]人

[illegible]前守 ちゝ[illegible]ひ[illegible]て[illegible]人

五節 源氏[illegible]

[illegible]

太宰少貳 [illegible]

豊後介 父[illegible]

[illegible]

次郎

三郎　此二人ハ[illegible]

楊名叔妻　[illegible]の巻[illegible]

[illegible]　[illegible]

兵ヲ君　[illegible]

兵ヲ太輔　[illegible]

大輔命婦　母左衛門の乳母

[illegible]人